

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 25 年度第 2 四半期）**  
**デリバティブ関係(為替系)**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 286 号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・当社の業況を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎ、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、本件契約の契約期間が長期間であること及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の業況を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎること及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年 7 月 25 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	23年度(あ)第852号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、仕入商品の一部を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、商品内容及び円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が直接海外から商品を仕入れているという商流を聴取し、輸入仕入額及び他の金融機関とのデリバティブ取引額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月30日及び同年5月18日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年7月24日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第236号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、主に海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在してい</li> </ul>

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外から外貨建てで商品を輸入しているという商流を聴取し、外貨実需額を確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年7月3日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第237号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、主に海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等の内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・本件契約の契約期間はA社が選択したものである。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及びA社の業況を勘案すれば本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年7月31日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第310号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内で販売しているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、他の金融機関を含めたデリバティブ取引額について、A社と認識を共有していた。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容や円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年7月9日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第405号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、仕入の商品のうち一部を海外から外貨建て又は円建てで仕入れている。外貨実需は存在し、仕入価格も為替相場の影響を受けているが、その影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の取引内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外産の商品を仕入れているという商流、仕入価格は為替相場の影響を受けることを聴取し、輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことについては把握していない。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>

あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年8月26日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
---------------	--

事案番号	平成24年度(あ)第434号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商材の一部を海外から外貨建てで輸入し、国内外において販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社は輸出によって得た外貨を輸入の支払いに充てていたことから、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内外に販売しているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が輸出によって得た外貨を輸入に充てることができないことを聴取していた。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月5日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	---

事案番号	24年度(あ)第516号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の金額をよく認識しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の外貨実需のある商流を把握し、輸入仕入額を聴取した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月 11 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第582号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</li> <li>・仕入価格は需給関係の影響が大きく、為替相場変動の影響は極めて限定的であるため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の商材を国内の会社を通じて仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 22 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第625号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、一部海外産の商材を国内の会社から仕入れ販売している。当社の取引に係る決済は全て円建てである。</li> <li>・海外産の商材に係る仕入価格は、商材の需給関係の影響を大きく受けるが、</li> </ul>



	<p>為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外産の商材を国内の会社から仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が仕入れる一部の海外産の商材の仕入価格と販売価格の相関性について一定の検証を行ったものの、必ずしも十分でなかったことを認める。</li> <li>・当行は、A社に対して、執拗な勧誘を行っていない。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 18 日及び同年7月 26 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月2日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第635号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包する円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、また、為替相場が一定程度以上円高に進まないとの断定的判断の提供を受け、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、融資等に合わせて本件契約を勧誘された。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の商流及び外貨実需額の把握も聴取によるものであり、客観的資</li> </ul>

	<p>料による裏付けを取っていないことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社に対し、上記のような断定的判断を提供していない。</li> <li>・当行が、A社に対し、融資等に合わせて本件契約を勧誘した事実はない。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 16 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第637号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商材を国内において円建てで仕入れ、販売している。</li> <li>・商材の一部の原材料には、為替相場の影響を受けるものもあるが、極めて低い割合であり、仕入価格も為替相場の影響を直接受けるものではないことから、当社には、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の原材料を使用した商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の取り扱う商材の原材料の価格が為替相場の影響を受けるものであることを確認した上で本件契約を締結した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>

あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 8 日及び同年3月 27 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月9日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
---------------	--

事案番号	24年度(あ)第639号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</li> <li>・当社が扱う商材の仕入価格は、商材の需給関係によって決定されるものであり、為替相場変動の影響は受けていないことから、当社には、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、執拗な勧誘を断りきれず本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が国内の会社から海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行ったものの、必ずしも十分とはいえなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社に対し、執拗な勧誘を行っていない。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不</li> </ul>

	<p>十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 18 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	---

事案番号	24年度(あ)第657号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外で製造された商材を外貨建てで輸入し、国内の関連会社に円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。</li> <li>・しかし、当社は短期の為替予約等で仕入れに係る為替リスクヘッジを行っていたことから、本件契約のような長期のデリバティブ取引を締結する必要はなかった。</li> <li>・また、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎるものであること、本件契約に伴うA社のヘッジ比率が一時的に高率となっていたことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 8 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の業況等を勘案すると本件契約期間が長期に過ぎることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月9日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	24年度(あ)第690号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社の外貨実需額及び当社が既に他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の外貨実需のある商流及び為替リスクヘッジニーズが存在することについてA社との間で認識を共有した上で、外貨実需額を聴取し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月22日及び平成 25 年9月 19 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第714号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社が他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性についても検証を行い、問題ないものと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 18 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第715号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社が他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取により、海外から外貨建てで商材を仕入れているという商流及び外貨実需額を確認し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性について検証を行い、問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 10 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第719号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、主に国内の取引先に円建てで業務を委託し、国内においてサービスを提供している。</li> <li>・海外の会社に対して、外貨建てで業務を委託することがあったが、金額は僅かであり、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の会社に業務を委託しているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の商流及び外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	---

事案番号	24年度(あ)第721号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外で製造された商品を外貨建てまたは円建てで仕入れ販売している。</li> <li>・仕入価格は商品の需給関係の影響を大きく受けるものであり、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外から外貨建てまたは円建てで商品を仕入れていること、仕入価格は為替相場変動の影響を受けることを聴取し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 3 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 10 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第723号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求



申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、当社の外貨建ての仕入れは全て輸入代行業務であり、輸入の依頼元が為替リスクを負っていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが全く存在していなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が外貨建てで商品を輸入しているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の輸入に係る取引が全て輸入代行業務であるとの説明を受けていない。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月4日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第738号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、一部の商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社が既に他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額並びに将来増加することが見込まれる外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至</li> </ul>

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の見込み外貨実需額について、客観的資料による裏付けをとっていないことからすれば、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約締結に先立ち、本件契約のリスクに対するA社の財務耐久性を検証し、問題がなかったため、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 25 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第739号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、国内の会社から商材を円建てで仕入れ、国内において加工販売している。</li> <li>・当社に外貨実需はなく、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が仕入れる商材の原材料が為替相場変動の影響を受けること及びヘッジ対象額を把握し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、申立人のヘッジ対象額を把握するにあたり、客観的資料による裏付けを取っていないこと及びA社が仕入れている商材の仕入価格と為替相場の相関性の検証を十分に行っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認</li> </ul>

	資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第743号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、国内で運送業を営んでいる。当社には外貨実需がなく、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。B銀行は、燃料の仕入価格が、為替相場の影響を受けていたと主張しているが、燃料の仕入価格は需給関係等により決定されていた。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が使用する燃料の仕入価格が、為替相場の影響を受けていることを把握し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、燃料に係る仕入価格と為替相場変動の相関性について客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であることに加え、A社を為替デリバティブ販売の対象とすることが適切であるかどうかについても疑問が残ることを指摘した。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 25 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	---

事案番号	24年度(あ)第751号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、一部の商材を海外から円建て又は外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約と融資が別の取引であることを説明しており、融資実行の条件として本件契約を勧誘したことはない。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 22 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第758号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、一部の商品を海外から外貨建てで仕入れていたが、その金額は僅かであり、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、本件契約の内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取及び送金実績により、A社が海外の商品を輸入しているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社のヘッジ対象額の把握について、専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による確認を行っていなかったことは認める</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年7月5日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第759号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は全て円建てで決定されており、為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・また、当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の仕入価格は外貨建てで値決めされているものを円換算しているに過ぎず、実質的に為替相場の影響を受けているという商流をA社から聴取し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性について客観的資料による確認を行っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年8月 21 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第762号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から一定以上の円高になることはないとの断定的判断の提供を受けた。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。</li> </ul>

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行がA社から聴取した外貨実需額については見込みを含めているが、実際のA社の外貨実需額からみても本件契約の取引額はそれを超えていないことから、外貨実需額の把握については問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて円高時のリスクを含めて十分な説明を行っている。また、A社が主張しているような断定的判断も行っていない。</li> <li>・当行担当者は、A社に対し、本件契約と融資が別の取引であることを説明しており、融資実行の条件として本件契約を勧誘したということはない。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第763号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を国内業者から円建てで仕入れ、販売している。商材の仕入価格は需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けることはなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を国内業者から仕入れているという商流を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が仕入れる商材について、その仕入価格と為替相場に係る相関性の検証を一定程度行っているが、必ずしも十分ではなかったことを認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年8月 26 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	24年度(あ)第764号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、一部の商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、本件契約の内容を理解した上で本件契約を締結した。</li> <li>・当社は、B銀行に対して本件契約の解約を再三求めたにもかかわらず、B銀行はこれに応じなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の外貨実需額については、専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。</li> <li>・当行が申立人の解約に応じることができなかったのは、申立人が要求する解約条件が本件契約上の条件に合わなかったことによるものである。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 20 日及び同年7月4日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> </ul>



	・平成 25 年7月 31 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	24 年度(あ)第 770 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外向けサービスを顧客に仲介しており、現地の会社に対して外貨建てで代金を支払っている。</li> <li>・しかし、当社は、顧客から円建てで回収した代金をそのまま外貨に転換し、支払いに充当していること、回収代金についても一定程度の利益をのせて決定しており、為替相場変動の影響を吸収することが可能であったことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から円高時のリスクや解約清算金等についての説明を受けておらず、十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取により、商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が主張している、顧客から回収した代金に係る流れについては、本件契約締結当時A社から説明を受けていない。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 17 日及び同年6月 11 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性等の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月 4 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第773号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、為替リスクは短期的なものであること、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の取引内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年7月22日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第775号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、販売している。外貨実需はあるが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・しかし、当社は、B銀行との関係を考慮した結果、B銀行からの勧誘を断りきれず本件契約を締結するに至った。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内外に販売しているという商流及びヘッジ対象額を把握し、本件契約を勧誘</li> </ul>

	<p>するに至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A社は、過去にもデリバティブ契約を締結しており、本件契約はA社から追加ヘッジの希望を受けて締結したものである。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 10 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第777号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、販売している。</li> <li>・当社は、外貨実需があるものの、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・しかし、B銀行から与信行為を受けるため、勧誘を断りきれず、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、「損することはない」、「損が出る可能性は低い」という説明を受けていた。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内外に販売しているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・A社は、過去にもデリバティブ契約を締結しており、本件契約はA社の追加ヘッジの希望を受けて締結したものである。</li> <li>・当行は、A社に対し、「損することはない」というような断定的な説明はしておらず、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん	<b>【申立受理→和解契約書の締結】</b>

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 23 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
-------	---

事案番号	24年度(あ)第779号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外製の商品を外貨建てで海外から輸入するとともに、国内製の商品を円建てで仕入れ、海外に輸出している。</li> <li>・当社に外貨実需はあるものの、輸入による外貨の支払額よりも輸出による外貨入金額の方が多かったため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、執拗な勧誘を断りきれず本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が、輸入、輸出取引を行っていることは把握していたが、A社の為替相場の影響を受ける商品の輸入額が輸出額を超えていることを聴取していたことから、その差額をヘッジ対象額として本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・A社社長は、貿易にかかる経験を有しており、為替相場に対する十分な知識があった。</li> <li>・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月9 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流および外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に解決金を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年8月5日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第783号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していた。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで仕入れているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社の業況等に鑑み、本件契約について適切な契約期間を提案した。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年7月1日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第788号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、工事・建設業を営んでいるが、外貨実需はなく、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、本件契約の内容等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断り切れず、本件契約の締結に至った。</li> </ul>
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が業務に使用する商材の一部に海外産の材料が含まれていること、その仕入価格が為替相場変動の影響を受けていることから為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が仕入れる材料の仕入価格と為替相場の関係等について、客観的資料に基づく検証を行っていなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行担当者が、A社に対し、本件契約を執拗に勧誘した事実はない。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 18 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第795号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</li> <li>・当社の仕入価格は国内の市場価格で決定されていることから、為替相場変動の影響は乏しく、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておら</li> </ul>

	ず、一定以上円高にはならないといった断定的な判断の提供を受けたこともあり、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外で製造された商品を仕入れているという商流及びその仕入価格が為替相場変動の影響を受けていることを聴取し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が主張している仕入価格の決定方法について、A社から説明を受けていない。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社に対して、一定以上円高にはならないといった断定的判断の提供を行っていない。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年6月14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月6日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第803号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が既に他行との間で締結していたデリバティブ取引を勧案し、ヘッジ対象額及び財務耐久性を検証している。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年6月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年8月13日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第1号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外製の材料を用いて製造された商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</li> <li>・しかし、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が国内の会社から、海外製の材料を用いて製造された商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の仕入価格に対する為替相場変動の影響について客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社の損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年6月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不</li> </ul>



	<p>十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年7月 16 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	25年度(あ)第2号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、主に、国内で生産された商材を国内の会社を通じて仕入れ、販売している。取引に係る決済は全て円建てであり、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。</li> <li>・本件契約はB銀行からの融資の返済額の変更を条件に、勧誘されたものであり、断りきれず本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及び輸入仕入額を聴取により把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、融資の条件変更の条件として本件契約を勧誘していない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 31 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分だったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月2日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第7号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害

	賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害の賠償を求める。</li> <li>・当社は、海外製の商品を外貨建て又は円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社は短期の為替予約で為替リスクをヘッジしていたことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分な説明を受けておらず、一定程度円高にならない等の断定的判断の提供を受けたこともあり、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、円高時に為替差損が生じるリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性について問題ないものと判断して本件契約を締結した。</li> <li>・当行は、A社に対し、一定程度円高にならない等の断定的判断の提供は行っていない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年6月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年8月6日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第15号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、商材の一部を海外から円建て又は外貨建てで仕入れ、販売している。外貨実需があること、国内商社からの仕入価格も為替変動の影響を受けていたことから、為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。</li> <li>・しかし、当社の外貨実需額及び当社が他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎるものであり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が外貨建てで商材を輸入している商流及び外貨実需額を確認し、為替リスクヘッジニーズが存在することについてA社と認識を共有した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、他の金融機関とのデリバティブ取引額を含めても、ヘッジ比率は適正であると判断していた。</li> <li>・本件契約の契約期間は、A社の意向を受けて決定したものである。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年9月26日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第16号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商材の一部を海外から仕入れ、国内で販売している。外貨実需がある</li> </ul>

	<p>こと、国内商社からの仕入価格も為替変動の影響を受けていたことから、為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかし、当社の外貨実需額及び既に他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎるものであり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、海外から商材を仕入れているという商流および外貨実需額を把握し、A社と為替リスクヘッジニーズが存在することについて認識を共有した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、他の金融機関とのデリバティブ取引額を含めても、ヘッジ比率は適正であると判断していた。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・本件契約の契約期間は、A社の意向を受けて決定したものである。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年9月18日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第19号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外または国内から仕入れ、国内において販売している。当社には外貨実需が存在しており、為替リスクヘッジニーズは存在した。</li> <li>・しかし、他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課していた。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外から外貨建てまたは円建てで商品を仕入れているという商流を聴取し、また、A社との間で為替リスクヘッジニーズを共有し、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当行は、A社の外貨実需額の把握をA社からの聴取等に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、あっせん成立の見込みがないことから、平成 25 年7月 31 日付けであっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第20号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外または国内から仕入れ、国内において販売しているところ、当社には外貨実需が存在しており、為替リスクヘッジニーズは存在した。</li> <li>・しかし、他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課していた。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外から外貨建てまたは円建てで商品を仕入れているという商流を前提に為替リスクヘッジニーズを共有し、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>
--	--

事案番号	25年度(あ)第24号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、B銀行が把握している外貨実需額は当社の実際の外貨実需額と異なっており、実際の当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、外貨実需のある商流であることを確認し、為替リスクヘッジニーズが存在することについてA社と認識を共有した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・本件契約締結当時、A社は、既に他の金融機関の間でもデリバティブ取引を行っており、A社のデリバティブ取引にかかる知識及び経験は十分であった。</li> <li>・当行は、決算書及びA社からの聴取により、外貨実需額を確認している。ただし、一部、聴取のみに依拠しており、必ずしも正確な外貨実需額を把握していなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年9月4日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第25号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、主に商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。当社の取引に係る決済は円建てであること、仕入価格も為替相場の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・商品の中には、一部外貨による支払が発生するものもあったが、試作品製造のため一時的に発生したものであり、金額も極めて些少であることから、本件契約を締結する必要はなかった。</li> <li>・B銀行が把握した当社の外貨実需額は誤っている。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から外貨建てで商品を仕入れていることを把握した上で、本件契約を提案するに至った。</li> <li>・当行は、A社の外貨建ての仕入れが試作品製造に係るものとは把握していなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年9月2日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第28号
申立ての概要	契約期間が長期に過ぎるデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社の外貨実需額は安定しておらず、年度によってはヘッジ比率は高率となっていた。</li> <li>・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎるものであり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課していた。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、また、執拗な勧誘を断り切れず、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、外貨実需のある商流であること、為替リスクヘッジニーズが存在することについてA社と認識を共有した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、本件契約当時の外貨実需額の把握についてもA社から丁寧に聴取しており、問題はなかったものと判断している。</li> <li>・本件契約の契約期間は、A社の意向を受けて決定したものである。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行担当者がA社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額は必ずしも安定していないことを踏まえると、本件契約の契約期間は長期に過ぎることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年9月18日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第29号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において販売している。外貨実需があり、当社に為替リスクヘッジニーズが存在していることは認める。</li> <li>・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の商品内容について説明を受けている</li> </ul>



	が、円高時のリスク及び解約清算金等については詳細な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が海外から外貨建てで商品を仕入れているという商流及び外貨実需額を把握し、為替リスクヘッジニーズが存在することについてA社と認識を共有した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・A社は当行との間で既にデリバティブ契約を複数締結しており、知識及び経験は十分であった。</li> <li>・本件契約は、A社からの希望を受けて提案したものであり、ヘッジ比率は高率ではあるものの、A社の外貨実需額の範囲内であった。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率に係る検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月4日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第30号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、主として海外産の商材を海外の会社から外貨建てで仕入れ、国内の取引先に販売している。外貨実需があったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、理解しないまま締結させられたものである。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、外貨実需のある商流であることを確認し、為替リスクヘッジニーズが存在することについてA社と認識を共有した上で、本件契約を提案するに至った。</li> <li>・当行は、A社とは複数のデリバティブ取引を締結していた。</li> <li>・当行は、本件契約の内容について事前確認資料を用いて説明を行っており、A社も最終的には納得した上で、契約に至ったものである。</li> <li>・当行は、販売時の説明方法等に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月9</li> </ul>

	<p>日及び同年8月2日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</p>
--	--

事案番号	25年度(あ)第33号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需は存在するが、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、外貨を安定的に調達する目的で本件契約の締結に応じたものである。</li> <li>・他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引を含めると、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分な説明を受けていなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内の会社に販売するという商流を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。また、A社は他の金融機関とも複数のデリバティブ取引を契約しており、為替にかかる知識及び経験は十分であったと判断している。</li> <li>・当行は、A社の販売価格の決定方法については説明を受けていない。もっとも、A社は外貨を恒常的に必要とする商流であり、本件契約の締結は合理的であるものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の締結に際し、A社の財務耐久性について問題ないものと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第34号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需は存在するが、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、外貨を安定的に調達する目的で本件契約の締結に応じたものである。</li> <li>・他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引を含めると、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分な説明を受けていなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内の会社に販売するという商流を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が他の金融機関とも複数のデリバティブ取引を行っており、デリバティブ取引に係る知識及び経験は十分であったと判断している。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成25年8月9日付けであっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第35号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需は存在するが、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、外貨を安定的に調達する目的で本件契約の締結に応じたものである。</li> <li>・他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引を含めると、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分な説明を受けていなかった。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内の会社に販売するという商流を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が他の金融機関とも複数のデリバティブ取引を契約しており、デリバティブ取引に係る知識及び経験は十分であったと判断している。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性についても問題ないと判断している。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 25 年8月9日付けであっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第46号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、原材料を海外の会社から外貨建てで仕入れ、加工の上、国内の会社に円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。</li> <li>・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。</li> </ul>

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の商流及び外貨実需額を聴取により把握し、為替リスクヘッジニーズが存在することについてA社と認識を共有した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・しかし、当行は、外貨実需額については、A社からの聴取のみに依拠しており、客観的な資料を徴求していないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月 10 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>25年度(あ)第47号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>デリバティブ取引に係る解約清算金額の説明に誤りがあったことによる、訂正後の解約清算金との差額負担要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で合意解約したデリバティブ取引について、B銀行担当者による誤った解約清算金額とB銀行が主張する解約清算金額の差額については、B銀行が負担することを求める。</li> <li>・当社は、本件契約を解約することとし、B銀行に解約を申し込んだところ、B銀行担当者から解約清算金額の説明、提示を受け、合意解約をした。</li> <li>・しかし、その後、B銀行担当者から、当初説明した解約清算金額に誤りがあったと説明を受けたが、当社としては当初説明を受けた解約清算金額を了承しており、事後的な訂正として対応することには納得できない。</li> </ul>
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社に対して、解約清算金について誤った金額を伝えたことは事実であり、解約清算金の説明方法が十分とはいえなかったことは認める。</li> <li>・当行は、あっせん委員会より提示されるあっせん案について真摯に検討したい。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年6月</li> </ul>

	<p>19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して本事案は、B銀行の解約清算金額の説明に誤りがあったことが原因であることに争いはないことを前提に、金融の専門家である銀行として、デリバティブ取引にかかる解約清算金額の説明は、慎重かつ、正確な説明が求められているところ、本件ではそれがなされていなかったものであり、B銀行には相当の業務遂行上の落ち度があったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年8月5日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	---

事案番号	25年度(あ)第50号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在した。</li> <li>・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から外貨建てで商材を仕入れており、その外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、申立人が主張する外貨実需額とは概ね認識の共有ができていたものと判断している。</li> <li>・当行は、A社から、他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引額を聴取し、ヘッジ比率が過大にならないことを確認した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前説明資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第53号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、国内製の製品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が仕入れている製品に含まれる材料の価格が為替相場の影響を受けることを把握し、ヘッジ対象額を聴取した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことを認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年9月5日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第56号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、一部海外産の商材を国内商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</li> <li>・海外産の商材の仕入価格は、主に商材の需給関係によって決定されており、為替相場変動の影響は極めて限定的であったことから、当社には本件契約を締結</li> </ul>

	<p>結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が国内の商社を通じて海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が仕入れている海外産の商材の仕入価格と為替相場の相関性について、客観的な資料による検証を行っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社の業況等を勘案すると、本件契約の契約期間が長期に過ぎることは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎること及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年9月 19 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第62号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、市場や商社等から、商品を円建てで仕入れて販売している。国内取引のみであり、仕入価格は商品の需給関係の影響を受けるが、為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていな</li> </ul>



	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、B銀行担当者から、絶対にリスクはないとの断定的判断の提供を受けて、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が、海外産の商材を仕入れており、円建てで決済しているものの、仕入価格は為替相場の影響を受けていることを聴取した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の仕入額についても客観的資料により確認を行っている。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、A社に対し、断定的判断の提供は行っていない。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第63号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、国内の会社から海外製の商品を仕入れ、国内で販売している。決済は全て円建てである。</li> <li>・当社が扱う商品の仕入価格は販売価格に一定の割合を乗じて決定されるものであったことから、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が仕入れる商品の大半が海外製であり、仕入価格が為替相場の変動の影響を受けることを把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性について客観的な資料による検証を行っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年7月</li> </ul>

	<p>22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年9月12日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	25年度(あ)第81号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内に販売している。外貨実需があり、当社に為替リスクヘッジニーズが存在していることは認める。</li> <li>・しかし、当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から外貨建てで商品を仕入れているという商流及び外貨実需額を把握し、為替リスクヘッジニーズが存在することについてA社と認識を共有した上で、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・当行担当者は、A社に対して、本件契約と融資が別の取引であることを説明しており、融資実行の条件として本件契約を勧誘したということはない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年8月5日及び同年9月4日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上